

米沢市ネーミングライツ導入ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、「米沢市有料広告掲載の取扱いに関する規程(平成18年米沢市告示第84号。以下「有料広告掲載取扱規程」という。)」に基づき、同第2条で定める広告媒体への愛称の命名権(以下「ネーミングライツ」という。)の適切な導入を図るため、対象とする広告媒体や募集の方法、応募者の選定方法等について、基本的な考え方をまとめたものです。

2 導入の目的

有料広告掲載取扱規程第2条で定める市が保有する資産等の広告媒体(以下「資産等」という。)の有効活用を通じて、民間事業者に社会貢献の手段を提供するとともに、市は新たな財源を確保し、市民サービスの向上を目指します。

3 ネーミングライツの概要

ネーミングライツとは、契約により資産等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する権利を認める代わりに、ネーミングライツを取得した企業等(以下「ネーミングライツ・パートナー」という。)から対価を得て、資産等の管理等に役立てるものです。

ネーミングライツ導入後、市はホームページや広報印刷物などにおいて愛称を使用することとしますが、条例等で定める資産等の正式な名称は変更しません。また、市民や利用者、興行の主権者等に対し、愛称の使用を義務付けるものではありません。

なお、ネーミングライツは、資産等に愛称を付与する権利であり、ネーミングライツ・パートナーが自由に看板や案内サイン等(以下「看板等」という。)の設置及び変更ができる権利ではありません。

4 対象とする資産等

ネーミングライツは、資産等のうち、文化施設、スポーツ施設、公園などの施設(それらの一部又は複数の施設で構成される区域・施設群を含む。)など、ネーミングライツを導入することにより効果が見込まれるもの(以下「施設等」という。)について、導入を検討するものとします。

導入する施設等は、施設等の性格、利用者数等を考慮し決定するものとします。ただし、施設等の名称の設定に特段の経緯があるものや、施設等の性格上、愛称を付するのが適当でないと判断するものは対象から除外又は条件を付します。(例：庁舎や学校等)

選定しようとする施設等が指定管理者制度を既に導入している場合は、指定管理者の不利益にならないよう、あらかじめ市が当該指定管理者と協議を行い、必要に応じ指定管理者との協定書等を変更し、疑義が生じないようにすることとします。

なお、民間事業者から対象とする施設等の提案があった場合、ネーミングライツの導入を検討します。

5 導入の手続き

別紙1「ネーミングライツの事業実施フロー」を参照

6 希望金額の算定

市は、施設等の知名度、利用者数、イベントなどの開催状況及び類似施設における事例等を総合的に勘案し、施設等ごとにネーミングライツ料の希望金額を算定します。

この希望金額を方下回る提案はできません。

7 ネーミングライツ料の用途

納入されたネーミングライツ料は、原則として、当該施設のサービス向上のために必要な事業（維持・運営費等）に使用します。

8 契約期間

原則3年以上とします。ただし、施設等の特性に応じて、または、指定管理者制度導入（予定）施設等については指定期間を考慮し、終期となる期間を市が設定することがあります。

なお、年度の途中からネーミングライツを導入する施設等については、3年以上経過後の年度末（3月31日）が契約満了日となるよう提案することとします。

9 愛称

(1) 市民等の理解

親しみやすさや呼びやすさなど、市民等の理解が得られる愛称とします。施設等の特性に応じて、特定の地名やキーワードを含めるなど、市が希望する条件を募集要項にて設定する場合があります。

(2) 使用を禁止する愛称

愛称が、次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象としません。

- ① 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ④ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑤ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- ⑥ 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- ⑦ 施設の設置目的又は所在地を誤認させるもの
- ⑧ 当該愛称の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
- ⑨ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内において愛称の変更はできません。ただし、ネーミングライツ・パートナーの社名変更など特段の事情がある場合は、協議の上、変更できるものとします。

10 ネーミングライツ料の納入

ネーミングライツ料は、年度ごとの納入とし、納入期限は当該年度の4月末までとします。なお、契約期間が年度途中から始まる場合又は年度途中で終わる場合のネーミングライツ料は月割により按分計算し、納入期限は市指定の期日とします。

11 ネーミングライツ・パートナーの募集

(1) 募集方法

募集は、原則公募とし、市公式ホームページ等に掲載することにより行います。

(2) 応募資格

応募資格を有する者は、山形県内に事務所又は事業所を有し、法人格を有する者とします。ただし、次のいずれかの事項に該当する者は除きます。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- ② 米沢市入札指名停止等取扱基準による指名停止等を受けている者
- ③ 公租公課を滞納している者
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）による清算の申立てがなされている者
- ⑤ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している者
- ⑥ 政治団体又は宗教団体
- ⑦ 暴力団（米沢市暴力団排除条例（平成24年米沢市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）並びに暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与している者及びこれらと密接な関係を有する者
- ⑧ その他、本市のネーミングライツ・パートナーとして不相当と認められる者

(3) 費用負担

応募に要した経費は、すべて応募者の負担とします。

(4) 募集要項等

募集する施設ごとに、応募に必要な事項を記載した募集要項を作成します。

(5) 募集期間

募集期間は、原則として30日以上とします。

(6) 複数資産等への応募

一度に複数の資産等を募集した場合、応募者は最大 2 件の資産等に応募できます。この場合、応募者は希望する資産等に希望順位（第 1 希望、第 2 希望）を明示します。

(7) 応募がなかった場合の取扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集要項等に定める条件を見直し再度の公募を実施するか、又は募集を取りやめます。

12 選定方法

(1) 広告審査委員会の設置

有料広告掲載取扱規程第 9 条に定める広告審査委員会において、優先交渉権者の決定等について審査及び選定を行います。

(2) 選定基準等

① 資格審査

応募資格を満たしているか確認します。欠格要件に該当する場合は失格とします。

② 提案内容の評価（資格審査を通過した者のみ）

別紙 2：「ネーミングライツ・パートナー選定に係る評価基準」を参照

(3) 優先交渉権者

希望金額以上の提案を行った者の中から優先交渉権者を選定します。優先交渉権者は、他の応募者に優先して市との契約締結に向けて交渉することができます。優先交渉権者となれるのは、一度の募集において一つの資産等のみです。

(4) 選定手順

募集した資産等ごとに、当該資産を「第 1 希望」とした応募者を対象に審査を行い、優先交渉権者を決定します。優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合は、時点の応募者を優先交渉権者として選定します。

第 1 希望者の審査の結果、優先交渉権者が決定しなかった資産がある場合に限り、当該資産を「第 2 希望」とした応募者を対象に審査を行い、同様に優先交渉権者を決定します。

選定されなかった応募者には、文書にて回答します。

13 ネーミングライツの決定

優先交渉権者との協議が整った場合は優先交渉権者をネーミングライツ・パートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。

14 ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナーの決定後（契約締結後）、速やかに当該法人の名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を市ホームページ等により公表します。

15 費用負担

ネーミングライツ料以外の市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次によるものとします。

区分	米沢市	パートナー
応募に要する経費		○
愛称を用いた看板等の設置、変更及び維持管理		○
契約期間終了時（または契約解除時）の原状回復		○
市が作成する印刷物や市ウェブサイトの表示変更	○	
新設看板等に起因する第三者への損害賠償		○

16 表示変更基準

ネーミングライツの導入に伴って付与された愛称を用いた看板等の設置及び変更をネーミングライツ・パートナーが実施する場合は、次の各号によるものとします。

- (1) 屋外広告物を変更又は新設する場合は、山形県屋外広告物条例並びに建築基準法に基づく基準等を遵守するとともに、必要な手続きはネーミングライツ・パートナーが行うものとします。
- (2) 施設等の敷地外の屋外広告物等は、原則として変更できませんが、市が設置した既存の屋外広告物等について、市や関係機関と協議の上、変更可能な場合のみ変更することができるものとします。
- (3) 前各号に定める屋外広告物等の設置及び変更を行う場合は、施設等外観及び近隣の景観と調和がとれた配色等とするものとします。
- (4) 屋外広告物等の設置、変更は、契約締結後に実施するものとし、撤去・原状復旧については、契約期間満了後速やかに実施するものとします。

17 愛称の使用

愛称については、市が積極的に使用するとともに、関係機関への周知と使用を促します。ただし、市民、当該施設等の利用者、当該施設等において開催される興行の主催者等に対し、愛称の使用を義務付けるものではありません。

なお、市が発行する印刷物等については、残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上決定することとします。

18 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーが次のいずれかに該当するときは、市は契約期間の満了を待たずに契約を解除できるものとします。

- (1) ネーミングライツ料を指定する期日までに納入しないとき。
- (2) 本ガイドライン、募集要項又は契約書に定める事項に違反したとき。
- (3) 応募資格を満たさないこととなったとき、又は応募時の提出書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。
- (4) 信用失墜行為等により、当該施設等又は市のイメージが損なわれるおそれがあると市が認めるとき。
- (5) その他、市がネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認めるとき。

これら場合において契約が解除されたとき、ネーミングライツ・パートナーは、市が指定する日までに、自己の負担により看板等を撤去し、原状回復を行うものとします。

19 契約期間満了時の取り扱い

契約期間が満了となる場合、市は当該施設等のネーミングライツの継続実施の可否を判断します。なお、愛称が頻繁に変更となることを避けるため、ネーミングライツを継続実施する施設等においては、下記のとおりのお取り扱いとします。

(1) 継続実施の可否判断及び募集要項（契約期間満了時用）等の作成

市は、契約期間が満了する8ヶ月前までに、当該施設等のネーミングライツの継続実施の可否を判断し、継続実施する場合は、次期募集期間における募集要項（契約期間満了時用）等を作成します。契約期間満了後に対象施設のネーミングライツ導入を終了する場合は募集を行わないこととします。

(2) 現ネーミングライツ・パートナーへの通知

市は、契約期間が満了する7ヶ月前までに、現ネーミングライツ・パートナーに対し、当該施設等におけるネーミングライツの継続実施の可否を通知し、継続実施する場合は、次期募集期間における募集要項（契約期間満了時用）等を交付します。

(3) 現ネーミングライツ・パートナーの手続き

現ネーミングライツ・パートナーは、募集要項（契約期間満了時用）等を確認し、再度の契約を希望する場合は、契約期間満了の6ヶ月前までに、市の指定する更新申請書を提出し、広告審査委員会による審査で承認された場合、優先交渉権者として決定されるものとします。

(4) 更新に係る評価基準

別紙3：「ネーミングライツ・パートナー更新に係る評価基準」を参照

(5) 次期ネーミングライツ・パートナーの公募

現ネーミングライツ・パートナーからの契約更新が承認されない場合又は現ネーミングライツ・パートナーからの契約更新の申入れがない場合は、市は次期ネーミングライツ・パートナーを公募します。

20 その他

施設等の特性に応じ、本ガイドラインに定めがない事項の規定が必要な場合、又は本ガイドラインの規定と異なる取扱いが必要な場合は、各施設等の募集要項等に記載することとします。

別紙1 ネーミングライツ事業実施フロー

本フロー図は、ネーミングライツ事業の導入から契約更新までの標準的な手続きを示すものです。

1 導入準備・募集段階

ステップ	主主体	実施内容
1 導入検討	市（施設所管課）	施設を選定し、ネーミングライツ導入の可否を決定する。
2 希望金額の算定	市（施設所管課）	対象施設の知名度、利用者数、イベントなどの開催状況及び類似施設における事例等を総合的に勘案し、施設等ごとにネーミングライツ料の希望金額を算定する。
3 募集要項の作成	市（施設所管課）	応募資格、希望金額、契約期間（原則3年以上）、愛称の条件、評価基準、費用負担（看板等、原状回復）などを定めた募集要項を作成する。
4 指定管理者との協議	市（施設所管課）	ネーミングライツ導入施設等で指定管理者制度を導入している場合、当該指定管理者と協議を行う。協議の結果、必要のある場合は協定書等を変更する。
5 公募の実施	市（施設所管課）	市公式ホームページに募集要項を掲載し、公募を実施する。募集期間は原則として30日以上とする。応募に要した経費はすべて応募者負担とする。
6 応募受付	応募者→市（施設所管課）	応募者は申請書（様式第1号）、愛称案、企業概要、財務資料、納税証明書等を提出する。
7 応募がなかった場合の対応	市（施設所管課）	募集期間を経過しても応募がなかった場合、募集要項の条件を見直して再公募を実施するか、募集を取りやめる。

2 選定・契約段階

ステップ	主な主体	実施内容
8 資格審査	市（魅力推進課）	ガイドライン11(2)に規定する応募資格を満たしているか確認する。欠格要件に該当する場合は失格とする。
9 提案内容の評価	市（審査委員会）	応募資格を満たしていることを確認した応募者を対象に、提案内容を総合的に評価する。特に提案金額、支払いの確実性（経営状況）、愛称の妥当性、施設の魅力向上提案を重視する。必要に応じてヒアリングを実施する。
10 優先交渉権者の選定・通知	市（審査委員会）	審査結果に基づき、優先交渉権者を決定し、応募者に対して結果を通知する。
11 印鑑証明書の提出	優先交渉権者→市（施設所管課）	優先交渉権者決定通知を受理後、契約締結時までに法人代表者印の印鑑証明書を提出する。
12 優先交渉権者との協議	市（施設所管課） ⇄ 優先交渉権者	契約締結に向けて、ネーミングライツ料の支払い方法、屋外広告物等設置・変更の範囲、パートナー特典、リスク分

ステップ	主な主体	実施内容
		担等の詳細事項について協議を行う。協議が整わない場合は次点の応募者と交渉する。
13 パートナーの決定・契約締結	市（施設所管課） ⇔優先交渉権者	協議が整った場合、優先交渉権者をパートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結する。
14 公表・周知	市（施設所管課）	契約締結後、速やかにパートナーの名称、愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を市ホームページや広報誌で公表・周知する。
15 実施・運用開始	パートナー⇔市	パートナーが自己負担で愛称を用いた看板等の設置・変更を行う。市は愛称の使用を開始する。なお、市は、愛称が定着するまで正式名称を併記する措置を講じる。

3. 契約期間中の管理および終了・更新

ステップ	主な主体	実施内容
16 契約期間中の管理	パートナー	パートナーは、自ら設置した屋外広告物等について、適正に管理する。
17 契約の解除（事由発生時）	市（施設所管課）	パートナーが信用失墜行為等を行い、施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約期間満了を待たず契約を解除できる。その場合、パートナーは自己負担で原状回復を行う。
18 継続実施の可否判断	市（施設所管課）	契約期間が満了する8ヶ月前までに、次期ネーミングライツ事業の継続実施の可否を判断し、継続する場合の募集要項等を作成する。
19 現パートナーへの通知	市（施設所管課）→ 現パートナー	契約期間満了の7ヶ月前までに、継続実施の可否と次期募集要項（希望金額含む）を通知する。
20 更新申請	現パートナー→市 （施設所管課）	再度の契約を希望する場合、契約期間満了の6ヶ月前までに更新申請書を提出する。
21 更新審査	市（審査委員会）	現パートナーからの申請に基づき審査委員会が審査し、承認された場合は優先交渉権者として決定される。
22 契約の更新（公募）	市（施設所管課）⇔ パートナー	審査の結果、承認されれば優先交渉権者として契約を更新する。承認されない場合や、現パートナーからの申入れがない場合は、次期パートナーを公募する。

別紙2 ネーミングライツ・パートナー選定に係る評価基準

1 評価項目と配点

No	評価項目	評価の視点	配点
1	ネーミングライツ料（対価）	①提案金額の妥当性 ②提案金額の多寡	50
2	愛称案	①市民にとって親しみやすく、呼びやすいか ②施設の設置目的やイメージに合致しているか ③市が推奨している等の誤解を招くおそれがないか	15
3	応募者の信頼性・適格性	①経営の健全性・安定性（直近3期の決算報告書に基づく） ②倫理・コンプライアンス体制、社会的信用の有無	15
4	地域への貢献・魅力向上	①米沢市内における事務所・事業所の有無 ②施設の魅力向上や地域活性化に関する具体的な提案 ③文化・スポーツ等を通じた米沢市への貢献実績	20
合計			100

2 得点の算出方法

(1)評価項目1（ネーミングライツ料）の算出

提案金額の妥当性（適否審査）：

市の希望金額以上である場合→適

市の希望金額より低い場合→否（失格）

得点計算：

最高提案金額（総額）を提示した者を満点（50点）とし、他者は以下の式で算出します。

$$\text{得点} = 50 \text{ 点} \times (\text{当該提案金額} / \text{年}) / (\text{最高提案金額} / \text{年})$$

(2)評価項目2、3、4の算出

各審査委員が評価項目を5段階で評価し、その合計得点を算出します。

評価	評価内容	点数の算出方法（配分率）
A	特に優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.8
C	標準的である	配点×0.6
D	やや劣る	配点×0.4
E	劣る	配点×0.2

(3)合計得点の算出

(1)で得た得点と(2)で得た合計得点を合算し、合計得点とします。

様式第1号

米沢市ネーミングライツ・パートナー応募（更新）申請書

米沢市長 あて

住 所

法人名又は事業者名

代表者職氏名

⑨

米沢市ネーミングライツ導入ガイドライン及び 募集要項の内容を理解し、その趣旨に賛同の上、下記の通りネーミングライツ・パートナーに応募します。

記

1 提案概要

	第一希望	第二希望
① 対象施設名 ※複数の資産等に応募する場合、希望する順位に○を付けてください。		
②提案愛称 (略称)		
③愛称の読み方 (略称の読み方)		
④提案ネーミングライツ料 (消費税及び地方消費税含まない)	年 額 _____ 円 期間合計 _____ 円	
⑤契約希望期間 (原則3年以上)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (年 ヶ月)	

2 提案詳細

(1)提案愛称のコンセプト・愛称決定理由

--

(2) 応募理由等

--

(3) 付帯提案等

ネーミングライツ・パートナーとして、施設の魅力向上や利便性向上に資する具体的な提案、地域社会への貢献に関する実績や今後の計画があれば記載してください。

区分	具体的な内容 (例：物品の提供、清掃、イベント実施支援など)	実施時期
施設の魅力向上提案		
地域・社会貢献計画		

3 添付書類

(1) 申請時提出書類

① 以下の書類を漏れなく添付してください。

No.	添付書類名	目的/内容
1	誓約書	(様式第2号)
2	役員等名簿	(様式第3号)
3	法人の概要に関する説明書等	会社案内、パンフレット等で事業内容、組織体制等が確認できるもの。
4	納税を証明する書類	公租公課の滞納がないことの確認。以下を全て提出。 (ア)米沢市税の納税証明書(米沢市内に事業所を有する場合) (イ)法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(直近1年分)
5	決算報告書(直近3年度分)	貸借対照表、損益計算書等。経営状況の健全性、安定性の確認

6	定款、寄附行為その他これらに類する書類	団体の事業目的の確認
7	最新年度の事業計画書	現在の活動と将来の計画を確認
8	ネーミングライツ提案書	提案愛称の意匠（デザイン案、書体、ロゴとの関係等）がわかる資料

※ 米沢市入札参加資格者名簿（物品・役務等）に登録されている事業者は、上記「No4、5、6、7」の書類の提出を省略できます。

② 提出方法

提出書類を全てまとめ、募集要項に定める期限までに、メール、郵送又は直接持参してください。

③ 提出先

募集要項に定める施設所管課

(2) 優先交渉権者に選定された後に提出する書類

① 印鑑証明書（法人の代表者印）

② 提出方法及び提出先

前項②、③と同様です。

4 当該業務担当者（連絡先）

所 属	
職・氏名	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

米沢市長 あて

申込者 所 在 地

法 人 名

代表者職氏名

㊞

誓 約 書

ネーミングライツパートナーの応募に当たり、下記事項について誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して米沢市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、下記4につき米沢市が必要と判断する場合は、貴市が米沢警察署に照会することについて同意します。

記

- 1 ネーミングライツパートナーの資格要件を全て満たしています。
- 2 提出した書類に虚偽又は不正はありません。
- 3 国税及び地方税に未納はありません。
- 4 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。また、将来においても該当することのないことを誓約します。
 - ① 役員等（役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、米沢市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ② 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ③ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていること。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

年 月 日

米沢市長 あて

委任者 所 在 地

法 人 名

代表者職氏名

印

委 任 状

私は、下記の者を代理人と認め、 年 月 日から 年 月 日までの
間、 ネーミングライツに関する次の事項について権限を委任します。

記

1 受任者（代理人）

氏 名

2 委任事項